

HELLO WORK information 4

月刊

ハローワーク別府

別府公共職業安定所広報
2025 年 4 月号

contents

- ① 2025（令和 7）年度雇用保険料率のお知らせ P 1
- ② 4月から「育児時短就業給付金」を創設します P 2
- ③ 株式会社ユーロードがユースエール認定企業に！ P 3
- ④ 雇用保険関係手続に関するお願い P 3
- ⑤ 管内労働市場の動き（2月内容） P 4
- ⑥ セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ P 4



別府公園（別府市）

1

《事業主の皆さまへ》

2025（令和 7）年度の雇用保険料率のお知らせ

◆ 2025(令和7)年4月1日から2026(令和8)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります。
（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です。
（建設の事業は4.5/1,000です。）。

前年度から
変更されます

2025（令和 7）年度の雇用保険料率

（赤字は変更部分）

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

2

《被保険者、事業主の皆さまへ》

2025 年 4 月から「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること。
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること。

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高年齢雇用継続給付の受給対象となっていない月



詳しくは、
ハローワークへ
お問合せください

2 支給額・支給率

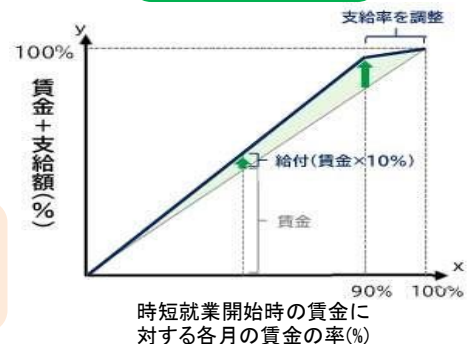
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき。
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき。
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき。

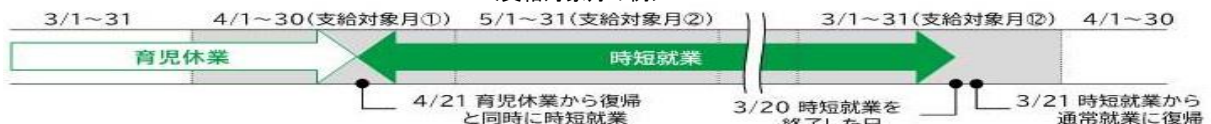
支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間（支給対象期間）

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月（以下「支給対象月」という。）について支給します。

＜支給対象月の例＞



ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

4 申請手続きに関する注意事項

- 育児時短就業給付金の支給を受けるためには、被保険者を雇用している事業主の方が育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認及び支給申請を行う必要があります。育児時短就業開始時賃金の届出、受給資格確認と初回の支給申請を同時に行うことも可能です。
- 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続き、同一の子について育児時短就業を開始した場合は、育児時短就業開始時賃金の届出は不要です。
- 支給申請は、原則として2か月ごとに（2つの支給対象月について）行うようにしてください。
- 被保険者が希望する場合は、被保険者の方が自ら支給申請を行うことや1か月ごとに支給申請を行うことも可能です。

5 経過措置（2025 年 4 月以前から時短就業されている方）

- 2025 年4月1日より前から2歳未満の子を養育するために育児時短就業に相当する時短就業を行っている場合は、2025 年4月1日から育児時短就業を開始したものとみなして、上記1②の要件や2①の育児時短就業前の賃金水準を確認し、要件を満たす場合は、2025 年4月1日以降の各月を支給対象月として支給します。

3

《事業主の皆さまへ》

株式会社ユーロードがユースエール認定企業に！

令和7年3月12日（水）、ハローワーク別府にて「株式会社ユーロード」（杵築市）のユースエール認定通知書交付式を行いました。ハローワーク別府所長から池田取締役へ認定通知書を交付しました。

ユースエール認定制度とは

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、若者の採用・育成に積極的で有給休暇取得実績などが一定の水準を満たし若者の雇用管理状況が優良な中小企業を認定する制度です。

ユースエール認定企業のメリット

- ・ハローワークなどで重点的PRを実施
- ・就職面接会等への優先的な参加
- ・自社の商品、広告などに認定マークを使用できる
- ・日本政策金融公庫による低利融資
- ・公共調達における加点評価



【お問い合わせ先】
大分労働局職業安定部
097-535-2090



〈認定書交付式の様子 画像右：池田取締役、左：川野所長〉

4

《事業主の皆さまへ》

雇用保険関係手続に関するお願い

毎年4月は雇用保険関係手続の最繁忙期となり、ハローワーク窓口が大変混雑いたします。

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆様におかれましては、以下の点につきまして、ご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

雇用保険手続の届出処理について

- ◇ハローワークでは、離職票の発行手続を最優先として行います。
そのため、資格取得届等の処理には時間がかかる場合があります。

以下のような場合は特に時間を要しますのでご注意ください！

- 雇用保険の仕組み上、離職した事業所の資格喪失届の処理が終了していない場合や、前事業所の離職年月日と再就職先事業所の資格取得日が重複している場合などには、資格取得届の処理を行うことができないので、処理に時間を要します。
- 被保険者番号が不明の場合にも、資格取得届の処理に時間を要することになります。この場合は、あらかじめ被保険者本人に了解を取った上で、届出の備考欄に職歴のある複数の事業所名を記載していただきますようお願いいたします。

資格取得届は、可能な限り4月上旬～中旬を避けて提出をお願いします！

- 資格取得届の提出は、可能な限り最繁忙期の4月上旬～中旬を避けてくださいますようお願いいたします。
〔例：4月1日に採用した従業員の届出は、4月下旬以降〕
※雇用保険法施行規則第6条の規定により、被保険者となった事実のあった日の属する月の翌月10日まで提出が必要です。この範囲内でご協力をお願いします。

*** 来所による届出・申請は、可能な限り16時までに出してくださいようご協力をお願いします！**

電子申請について

- 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則、「修正指示」により理由を付した上で返戻をします。
また、電子申請を行う際は、申請書類を提出する前に「申請データ保存」を行うことをお勧めします。ハローワークから「修正指示」により返戻があった場合に、その後の修正手続きをスムーズに行うことができます（利用されているソフトにより一部相違あり）。

5 管内労働市場の動き（2月内容）

■職業紹介関係（2月）

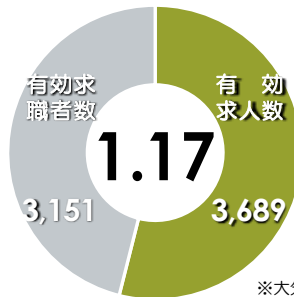
項目	当月	前月	前年同月	前年増減
新規求職申込件数	686	687	794	▲ 108
月間有効求職者数	3,151	3,006	3,384	▲ 233
新規求人数	1,237	1,386	1,283	▲ 46
月間有効求人数	3,689	3,570	3,990	▲ 301
新規求人数倍率	1.80	2.02	1.62	0.18
有効求人数倍率	1.17	1.19	1.18	▲ 0.01
紹介件数	591	531	724	▲ 133
就職件数	225	189	262	▲ 37

■雇用保険関係（2月）

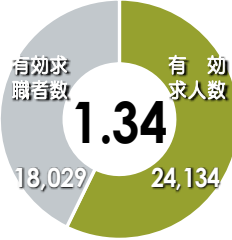
項目	当月	前月	前年同月	前年増減
適用事業所数	3,358	3,363	3,341	17
月末被保険者数	47,172	47,194	48,619	▲ 1,447
受給資格決定件数	169	196	207	▲ 38
受給者数	707	769	771	▲ 64

■有効求人倍率（2月）

ハローワーク別府管内



大分県



九州

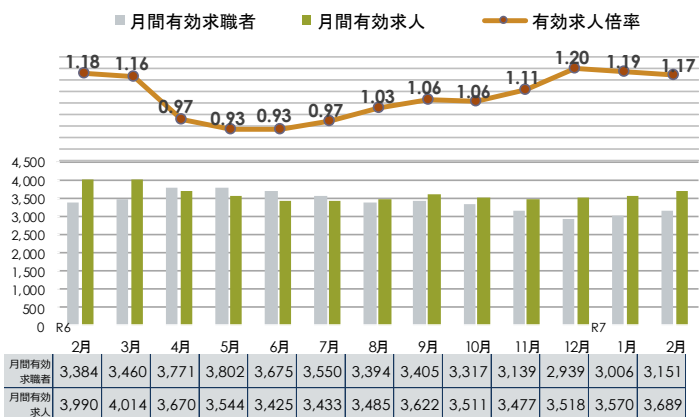


全国



※大分県、九州及び全国の有効求人倍率は、季節調整値

有効求人倍率／求人・求職の推移（令和6年2月～令和7年2月）



6 セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ

就職支援セミナー＆個別相談

事前申込み

4/15

13:30～15:30 セミナー
15:30～16:30 個別相談

再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等をしながら実践力を身に付ける専門講師によるセミナー（定員各 12 名）。定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。

【申込み】ハローワーク別府まで

福祉のしごと相談会

当日受付

4/3・17

10:00～12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県福祉人材センターまで ☎ 097-552-7000

心理カウンセリング

事前予約

4/2・9・16・23・30

13:40～15:00

就職に対する心理的な不安に、専門の臨床心理士による相談やアドバイスが受けられます。

【予約】ハローワーク別府まで

事業所ミニ説明会・面接会

当日参加

4/14・21・28

10:00～11:30
14:00～16:00

参加企業については、ハローワーク別府総合受付までお問合わせください。

予約不要、履歴書不要、服装自由

おおいたサポステ出張相談会

事前予約

4/17

10:00～16:00

働くことに悩みを抱えている 15～49 歳までの方にキャリアコンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。

【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで

☎ 097-533-2622

看護職の就業相談会

当日受付

4/17

10:00～12:00

再就職を目指す方へ、面接前の施設見学の設定や復職に向けての研修の紹介などを行っています。

【問】大分県看護協会大分県ナースセンターまで

☎ 097-574-7136

ジョブカフェ出張就職相談会

予約優先

4/17

13:30～16:30

若者（概ね 49 歳以下（学生含む））とその家族の方の就職相談、就職支援、情報提供、履歴書の書き方や面接の受け方等の支援を行います。

【予約等】ジョブカフェおおいた別府サテライトまで

☎ 0977-27-5988

※相談・面接等の会場は全て
ハローワーク別府会議室です